

「譲渡可能貨物書類に関する国際連合条約」について説明会を実施

当協会は、弁護士法人阿部・阪田法律事務所の池山明義弁護士を講師にお迎えし、国連総会で 2025 年 12 月に採択され、本年 10 月にガーナの首都アクラで署名式が行われる「譲渡可能貨物書類に関する国際連合条約」に関する説明会を 7 月 10 日（金）に開催しました。本説明会は会場およびオンラインの併用形式で開催され、当協会会員会社のみならず、フォワーダー、銀行、保険会社等国際輸送に携わる様々な業界から約 150 名が出席しました。

説明会では、池山弁護士が本条約の採択に至る経緯や主要な規定を紹介し、その中で、今まで船荷証券等の譲渡は純粹／複合海上輸送に限定されていたものの、本条約によって海上輸送を含まないあらゆる国際輸送において譲渡可能となる点を特徴として挙げました。さらに、同弁護士からは、現時点で本条約がおよぼす具体的な影響について言明することは難しいとしつつも、締約国での運送品の受取・引渡や、運送書類における本条約への顕著な言及（conspicuous reference）等の本条約が定める要件を満たせば既存の純粹／複合海上輸送にも適用され得るため、引き続き動向を注視する必要性が指摘されました。

池山弁護士の説明後には既存の Waybill への影響等についても質疑応答が行われ、貴重な意見交換の機会となりました。

以上



講演する池山弁護士



会場の様子